

届きづらい少数会派の声

写真は最大会派・大阪維新の会府議団が提出した条例改正案について審議の継続を求め、起立する少数会派の府議ら。毎日 20 日朝刊を抜粋する。

「府政をチェックする役割を果たすには府民に開かれた議論を尽くす府議会、公正な改革が不可欠です」。5 月 30 日、府議会の議長室で共産党の石川団長、内海府議が要望書を提出した。「同じ時間をくれとは言わないので、討論の場を与えてほしい」。石川団長は訴えた。その後、5 人以上の「交渉会派」は要望を認めなかった。こうした光景は正副両議長の交代ごとに、毎年繰り広げられる。



府議会のホームページには「『開かれた議会』『適切かつ効果的な議会運営』『監視機能の充実』『政策立案機能の充実』などの観点から改革に取り組んでいます」とある。さらに、府議会が積極的に推し進めてきた改革が議員定数の削減だ。最大会派の維新が「身を切る改革」の一環で先導してきた。2011 年に東京都議会に次いで都道府県議会でも 2 番目に多かった定数は 109 から 88 に減り、23 年春の府議選では 79 となる。人口あたりの議員は都道府県議会でも最少で、「日本一スリムな議会」をアピールする。

一方で、定数削減が進んでも古い慣習は残ったままで、少数会派の扱いは変わっていない。府議会では現在、維新（48 人）、公明（15 人）、自民（13 人）が交渉会派に該当。少数会派は、採決前に賛否を明らかにして議案への考えを述べる討論や代表質問、議会運営委員会への出席が認められていない。議員提出議案は交渉会派の代表が参加する議運委理事会で事前調整されるが、少数会派は出席できず、採決直前に議案の中身を初めて聞かされるのも茶飯事だ。

議員個人に与えられた質問する権利も十分ではない。21 年 6 月にあった健康福祉委員会の閉会中審査では、府の新型コロナウイルス対応を巡る質疑が交わされたが、維新府議団は「すでに部局からの確な答弁があった」と、他会派の知事質問を前に審査終了を要求。大阪維新の会代表を務める吉村知事への追及を数の力で打ち切る姿勢に「二元代表制の危機だ」と批判が相次いだ。

毎日新聞が定数 100 以上の都道府県議会の事情を調べたところ、少数会派に討論を認めていないのは東京（定数 127）のみ。神奈川（同 105）、愛知（同 102）、北海道（同 100）はいずれも「議論を尽くして採決に臨むことが大切」と討論に縛りを設けておらず、少数会派に議運委のオブザーバー参加も認めている。

「議案や予算案に多様な意見が表明できる機会の確保を」。立憲民主党の府議 2 人で構成する「民主ネット」も 5 月 25 日、正副両議長に要望書を出した。「定数削減が進む中、交渉会派を 5 人以上とする制度を維持していいのか。要件を満たすハードルが高まり、民意の反映が難しくなっている」と訴える。

（2022 年 6 月 26 日）